福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊８）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部改正（第37号）…… 1
○福岡市こども・子育て審議会条例施行規則の一部改正（第38号）…… 5
○福岡市立児童心理治療施設条例施行規則の一部改正（第39号）…… 5
○福岡市企業立地促進条例施行規則の一部改正（第40号）…… 5

人事委員会

○特別有給休暇の範囲を定める規則の一部改正（規則第４号）…… 6

教育委員会

○福岡市教育委員会事務局組織規則の一部改正（規則第３号）…… 6
○福岡市立小・中学校管理規則の一部改正（規則第４号）…… 8
○福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則の一部改正
（規則第５号）…… 9
○福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正
（規則第６号）…… 9
○福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程
の一部改正（訓令第１号）……12
○福岡市教育委員会教育次長以下専決規程の一部改正（教育長訓令
第１号）……13
○福岡市教育委員会公文書規程の一部改正（教育長訓令第２号）……13

規　　則

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第37号

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則

福岡市会計帳簿諸表等様式規則（昭和39年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正

する。

本則第20号の２中「　　の33から　　様式第20号の35まで」を「　　の33から　　様式第20号の36まで」に改める。

別記様式第20号の３から様式第20号の５までを次のように改める。

様式第20号の３から様式第20号の５まで　削除

別記様式第20号の35の次に次のように加える。

様式第20号の36　納付書（高等学校授業料等用）

公　福岡市立高等学校授業料等　収納済通知書

加入者名	福岡市役所	口座番号	01780-9-960149	納入金額	25　円　33		
収納機関番号	401307	納付番号		確認番号		納付区分	
納期限		市区		局			

33

帳票	科目	区分	年度	期別	学校番号	学年	生徒番号	領収日付印
1	3	7	8	10	12		24	

件　名	
学校情報	
生徒氏名	
保護者氏名	様

上記のとおり収納しましたので通知します。
取りまとめ店　㈱ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター　〒812-8794
（収納機関→取りまとめ店→福岡市保管）

ＡＴＭでのお取扱いはできません。

福岡市立高等学校授業料等　原符　公

加入者名	福岡市役所
口座番号	01780-9-960149
納期限	

納入金額	円
件　名	
学校情報	
生徒氏名	
保護者氏名	
納付番号	

担当課名	領収日付印

（金融機関控）この一片は収納機関で保存してください。

福岡市立高等学校授業料等　領収書　公

加入者名	福岡市役所
口座番号	01780-9-960149

納期限
納入金額
円
件　名
生徒氏名
保護者氏名
納付番号

本書のとおり領収しました。

領収日付印

（納入者等保管）この領収書は収納機関の領収日付印によってその効力を生じます。

別記様式第27号を次のように改める。

様式第27号　支払通知書

支払通知書

支払方法		伝票番号	

年度	年度	伝票区分		出納機関	
所属				起票日	年　月　日
				支払予定日	年　月　日
件名					
金額	円	控除額	(5)	円	
控除額	(1) 円		(6)	円	
	(2) 円		その他	円	
	(3) 円		計	円	
	(4) 円	差引支給額		円	
会計					
予算区分		合達元所属			
款 項 目 事業 小事業 節 説明					

添付内容		支払通知書	支払日
□ 請求書	□ 納付書	本書のとおり支払われたい	
□ 内訳	□ その他	福岡市(区)会計管理者	合鑑番号
□ 領収書	□	印	
□ 契約書	□	福岡市指定(指定代理)金融機関様	

支払先(請求者)

債権者コード		電話番号		領収(署名)	収入印紙
住所(所属)					
氏名					支払済印
受取人 (住所・氏名)					

(あて先)　福岡市(区)会計管理者
上記のとおり領収しました

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市こども・子育て審議会条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第38号

福岡市こども・子育て審議会条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市こども・子育て審議会条例施行規則（平成25年福岡市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「児童養護施設等入所児童」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の10に規定する被措置児童等その他法に基づき施設等において保護、援助等が行われた児童等」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市立児童心理治療施設条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第39号

福岡市立児童心理治療施設条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立児童心理治療施設条例施行規則（平成31年福岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「15人」を「20人」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第40号

福岡市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市企業立地促進条例施行規則（平成24年福岡市規則第77号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「及び別表第３」を「から別表第４まで」に、「平成28年３月31日」を「令和10年３月31日」に改める。

別表第２備考第４項中「含む」を「除く」に改める。

別表第３備考第２項中「を含み」を「及び」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福岡市企業立地促進条例施行規則の規定による支援措置を受けている事業者及び当該支援措置を受けるために必要な申請を行っている事業者に係る取扱いについては、この規則（附則第２項の改正規定を除く。）による改正後の福岡市企業立地促進条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人事委員会

特別有給休暇の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市人事委員会
委員長　平　江　徳　子

福岡市人事委員会規則第４号

特別有給休暇の範囲を定める規則の一部を改正する規則

特別有給休暇の範囲を定める規則（昭和47年福岡市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第７号中「いう。）」の次に「、当該子が在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となつた当該子の世話又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加」を加える。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

教育委員会

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第３号

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「教職員第２課」を「教職員第２課
教職員人事企画係」に、

「通学区域課
通学区域第１係
通学区域第２係」を「学校計画課
学校計画第１係
学校計画第２係
学校計画第３係」に改める。

第３条第１項通学区域課の分掌事務中「通学区域課」を「学校計画課」に改め、同項教育相談課の分掌事務第２号中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

別表第３　２　特命担当の課長の表中

「

教育支援部	学校等感染症対策	1
	高校総体	1

」を

「

教育支援部	高校総体	1

」に改める。

別表第３　３　主査の表中

「

教育支援部		高校総体	2
		学校等感染症対策	1
指導部	学校企画課	保幼小中連携	1
	高校教育課	市立高校あり方検討	1
	安全・安心推進課	学校安全・安心推進	1
	教育ICT推進課	教育データ活用等	1
		システム構築等	1
	教育相談課	登校支援	1
		特別支援学校開校準備等	1

」を

「

教育支援部		高校総体	2
指導部	学校企画課	保幼小中連携	1
		学びの改革推進	1
	高校教育課	市立高校あり方検討	1
	安全・安心推進課	学校安全・安心推進	1
	教育ICT推進課	教育データ活用等	1
		システム構築等	1
	教育相談課	登校支援	1
		学びの多様化学校開校準備	1
		特別支援学校開校準備等	1

」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第４号

福岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

福岡市立小・中学校管理規則（昭和33年福岡市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第17条の14並びに第20条の２第４項及び第６項中「命ずる」を「命じる」に改める。

第20条の２の２第１項を次のように改める。

学校に係る事務を共同処理するため、次の表のとおり共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の４第１項の共同学校事務室をいう。以下同じ。）を置く。

名称	設置場所	所管学校
東部共同学校事務室	福岡市立箱松小学校内	東区全域及び博多区の一部の学校
中部共同学校事務室	福岡市立春吉小学校内	中央区全域並びに博多区、城南区、早良区及び西区の各一部の学校
南部共同学校事務室	福岡市立弥永小学校内	南区全域並びに博多区及び城南区の各一部の学校

西部共同学校事務室	福岡市立有住小学校内	早良区及び西区の各一部の学校

第20条の２の２第５項中「第１項各号」を「第１項の表」に改め、「福岡市立春吉小学校」の次に「、福岡市立弥永小学校」を加え、「命ずる」を「命じる」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第５号

福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則（昭和31年福岡市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第７条中「通学区域課」を「学校計画課」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第６号

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削る。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１

１　給料表(1)

	A	B
号　給	給料月額	給料月額
	円	円

1	177,200	314,100
2	178,700	315,100
3	180,300	316,100
4	181,800	317,100
5	183,400	318,100
6	185,300	318,700
7	187,100	319,300
8	189,000	319,900
9	190,700	320,500
10	192,800	321,000
11	194,800	321,500
12	196,800	322,000
13	198,800	322,600
14	200,900	323,200
15	203,000	323,800
16	205,100	324,400
17	207,300	324,900
18	209,400	325,500
19	211,600	326,100
20	213,500	326,700
21	215,700	327,100
22	217,300	327,600
23	218,800	328,100
24	220,300	328,600
25		329,000
26		329,400
27		329,800
28		330,200
29		330,600
30		331,000
31		331,400

備考　この表のうち、Ａは第２条第３項第１号に掲げる職務に従事する職員に適用し、Ｂは同項第２号に掲げる職務に従事する職員に適用する。

２　給料表(3)

号　給	給料月額
	円
1	255,500
2	256,700
3	258,000
4	259,100
5	260,300
6	261,600
7	262,600
8	263,700
9	264,400
10	265,400

備考　この表は、第2条第3項第3号に掲げる職務に従事する職員に適用する。

3　給料表(4)

号　給	給料月額
	円
1	256,400
2	257,400
3	258,500
4	259,900
5	260,900
6	261,900
7	262,900
8	263,900
9	264,900
10	265,900

備考　この表は、第2条第3項第4号に掲げる職務に従事する職員に適用する。

別表第2

給料の調整額定額表

区　　分	給　　料　　の　　調　　整　　額
第２条第３項第１号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	9,000円。ただし、 1号給　7,974円 2号給　8,041円 3号給　8,113円 4号給　8,181円 5号給　8,253円 6号給　8,338円 7号給　8,419円 8号給　8,505円 9号給　8,581円 10号給　8,676円 11号給　8,766円 12号給　8,856円 13号給　8,946円
第２条第３項第２号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	9,000円
第２条第３項第３号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	9,000円
第２条第３項第４号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	8,500円

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市教育委員会訓令第１号

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成６年福岡市教育委員会訓令第６号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市教育委員会

第４条第１項中「４時間」の次に「（任命権者が特に認める場合にあっては、３時間45分）」を加える。

福岡市教育委員会教育長訓令第１号

福岡市教育委員会教育次長以下専決規程（平成16年福岡市教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市教育委員会
教育長　石　橋　正　信

別表第２中６の項を削り、７の項を６の項とし、８の項を７の項とする。

福岡市教育委員会教育長訓令第２号

福岡市教育委員会公文書規程（平成18年福岡市教育委員会教育長訓令第４号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市教育委員会
教育長　石　橋　正　信

第２条第３号中「審査課長」を「会計管理課長」に改める。

第８条中「第２号の管理簿にあっては、文書管理システム」を「第１号及び第３号の管理簿にあっては文書管理システムに、第２号の管理簿にあっては財務会計システム」に改め、同条第１号中「及び様式第３号の２」を削り、同条第２号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加える。

⑵　財務会計文書ファイル管理簿（財務会計システムによって電磁的記録により作成された管理簿をいう。）

第37条第１項中「審査課長」を「会計管理課長」に改め、「の各号」を削る。

第42条第１項中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改める。

別記様式第１号の２を次のように改める。

様式第1号の2

起案用紙（財務会計用）

決裁区分		起案者	（庁内電話　　）
起案日			
決裁日			
文書番号		文書分類	
保存期間		ファイル名	
件名			

決裁										

【伺い文】

福岡市起案用紙（財務会計用）

別記様式第3号の2を削る。

附　則

この規程による改正前の福岡市教育員会公文書規程別記様式第1号の2及び第3号の2の規定より作成された様式は、当分の間、なお使用することができる。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています